



山形県公報

平成24年6月1日(金)
第2347号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……681
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……683
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……684
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(森林課) ……685
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……686
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……687

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において  
指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 平成24年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……690
- 住民監査請求に係る監査結果……………(監査委員) ……691

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第557号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「第2号ホからトまで」を「別表第3第5号から第7号まで」に改め、同項第1号ただし書中「課された者及び」を「課された者(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規

定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（以下「想定所得税非課税者」という。）を除く。）及び「に」、「課された者に」を「課された者（想定所得税非課税者を除く。）に」に、「」の額が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項で規定する支給認定に係る基準額以上の者を「以下「市町村民税所得割」という。）の額が23万5千円以上の者（扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるものを除く。）に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 子育て支援医療

出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者を除く。以下「乳幼児等」という。）

別表第1第1項第3号イ及びハ中「課された者」を「課された者（想定所得税非課税者を除く。）」に改め、同表第2項中「課された者」を「課された者（想定所得税非課税者を除く。）」に、「前項第2号の医療で」を「前項第2号の医療で別表第3の左欄に掲げる乳幼児等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる日の属する年の」に、「同号ハからトまで」を「同表第3号から第7号まで」に、「1人目若しくは」を「1人目又は」に、「場合及び」を「場合並びに」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 乳幼児等の区分

|                                                                                                     |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者                                                                   | 出生の日        |
| (2) 1歳又は2歳に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、1歳又は2歳に達した日の属する月の翌月の初日）から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者     | 1歳又は2歳に達した日 |
| (3) 3歳から5歳までの各年齢に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日）から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者  | 各年齢に達した日    |
| (4) 6歳に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、6歳に達した日の属する月の翌月の初日）から6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者            | 6歳に達した日     |
| (5) 6歳に達した日以後の最初の4月1日から7歳に達する日の属する月の末日までの間にある者                                                      | 6歳に達した日     |
| (6) 7歳から11歳までの各年齢に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日）から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者 | 各年齢に達した日    |
| (7) 12歳に達した日の属する月の初日（子育て支援医療を受けていた場合にあつては、12歳に達した日の属する月の翌月の初日）から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者         | 12歳に達した日    |

附 則

- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成24年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

**山形県告示第558号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| 矢 口 泌 尿 器 科 内 科 ク リ ニ ッ ク | 西村山郡河北町谷地中央一丁目3番7号  | 平成24. 4. 1 |
| 有 限 会 社 浜 田 薬 局           | 上山市矢来一丁目5番3号        | 同 5. 1     |

**山形県告示第559号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称           | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-----------------------------|---------------------|-------------|
| 矢 口 泌 尿 器 科 ・ 内 科 ク リ ニ ッ ク | 西村山郡河北町谷地中央一丁目3番7号  | 平成24. 3. 31 |
| 有 限 会 社 浜 田 薬 局             | 上山市矢来一丁目3番5号        | 同 4. 30     |

**山形県告示第560号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称   | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類                                  | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| 特 定 施 設 か た ば み の 家 | 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護<br>介 護 予 防 特 定 施 設<br>入 居 者 生 活 介 護 | 酒田市北千日堂前字松境16番      | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第561号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障がい福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                             | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------|------------|
| 特定非営利活動法人 なでしこ<br>SHONAI<br>酒田市相生町一丁目6番11号 | 特定非営利活動法人 なでしこ<br>SHONAI<br>酒田市上本町7番24号 | 居宅介護<br>重度訪問介護  | 平成24. 1. 1 |

**山形県告示第562号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長島地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営長島地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 縦覧に供する期間  
平成24年6月6日から同年7月4日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第563号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 認可年月日  
平成24年5月18日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第564号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 認可年月日

平成24年5月18日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第565号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |                   | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|-------------------|---------|
|                                 |                   | ヘクタール   |
| 日 向 川                           | 水 源 か ん 養 保 安 林   | 314.20  |
| 相 沢 川                           | 同                 | 113.56  |
| 田 川                             | 同                 | 518.72  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川                 | 同                 | 90.92   |
| 鮭 川                             | 同                 | 706.09  |
| 小 国 川                           | 同                 | 389.39  |
| 銅 山 川 ～ 角 川                     | 同                 | 414.94  |
| 北 村 山                           | 同                 | 475.19  |
| 寒 河 江 川                         | 同                 | 207.32  |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川                   | 同                 | 101.95  |
| 山 形                             | 同                 | 253.96  |
| 白 川                             | 同                 | 383.07  |
| 荒 川                             | 同                 | 413.43  |
| 置 賜                             | 同                 | 493.58  |
| 前 川                             | 同                 | 25.06   |
| 日 向 川                           | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 11.76   |
| 相 沢 川                           | 同                 | 15.26   |
| 田 川                             | 同                 | 341.17  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川                 | 同                 | 141.68  |
| 鮭 川                             | 同                 | 43.09   |
| 小 国 川                           | 同                 | 40.34   |
| 銅 山 川 ～ 角 川                     | 同                 | 31.50   |
| 北 村 山                           | 同                 | 428.83  |
| 寒 河 江 川                         | 同                 | 56.00   |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川                   | 同                 | 34.94   |
| 山 形                             | 同                 | 113.83  |
| 白 川                             | 同                 | 505.37  |
| 荒 川                             | 同                 | 59.26   |
| 置 賜                             | 同                 | 308.96  |
| 前 川                             | 同                 | 25.38   |
| 遊 佐 町                           | 飛 砂 防 備 保 安 林     | 22.97   |
| 酒 田 市                           | 同                 | 22.34   |
| 鶴 岡 市                           | 同                 | 3.82    |
| 遊 佐 町                           | 防 風 保 安 林         | 0.62    |
| 酒 田 市                           | 同                 | 0.06    |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 酒 | 田 | 市 | 干 | 害 | 防 | 備 | 保 | 安 | 林 | 8.68  |
| 鶴 | 岡 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.06 |
| 庄 | 内 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.14  |
| 戸 | 沢 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 16.34 |
| 舟 | 形 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.64  |
| 鮭 | 川 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.94  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 7.48  |
| 大 | 蔵 | 村 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.84  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.08  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.24  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   | 同 |   |   |   | 8.92  |
| 朝 | 日 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.58  |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 11.14 |
| 山 | 形 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 2.82  |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.22  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.68  |
| 米 | 沢 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 4.52  |
| 小 | 国 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 13.00 |
| 飯 | 豊 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.06  |
| 白 | 鷹 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 1.12  |
| 高 | 畠 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 17.78 |
| 鶴 | 岡 | 市 | 魚 | つ | き | 保 | 安 | 林 |   | 5.34  |
| 鶴 | 岡 | 市 | 保 | 健 |   | 保 | 安 | 林 |   | 0.12  |
| 最 | 上 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.24  |
| 村 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.60  |
| 東 | 根 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 25.15 |
| 尾 | 花 | 沢 |   |   |   | 同 |   |   |   | 3.34  |
| 寒 | 河 | 江 |   |   |   | 同 |   |   |   | 18.14 |
| 大 | 江 | 町 |   |   |   | 同 |   |   |   | 6.40  |
| 天 | 童 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 16.54 |
| 上 | 山 | 市 |   |   |   | 同 |   |   |   | 0.80  |

山形県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|--------------------|-------------|
| 尾花沢市大字尾花沢字下新田1464番1から<br>同 1558番6まで |   | 旧    | 10.6メートル<br>} 10.2 | メートル<br>230 |
|                                     |   |      | 6.0メートル<br>} 6.0   | メートル<br>310 |
| 同                                   | 上 | 新    | 12.8メートル<br>} 10.2 | メートル<br>240 |

**山形県告示第567号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成24年2月21日 指令村総建第5029号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字一本木6102番、6103番、6105番2、7057番171
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字東根甲6105番地の2  
株式会社第一テクノス

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第20号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

「 〃 鶴岡市黄金コミュニティ防災センター  
〃 鶴岡市海浜児童文化センター 」 を 「 〃 鶴岡市黄金コミュニティ防災センター 」  
に改める。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|----------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパー<br>ト2号 | 小国町大字兵庫<br>館3-3-8 | 3DK  | 59.4                          | 1    | 一般用 | 13,700<br>円             | 15,900<br>円                        | 18,200<br>円                        | 20,500<br>円                        | 23,400<br>円 | 27,000<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可                                |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年6月11日～同月15日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年6月15日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年7月下旬

平成24年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成24年6月1日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成24年6月15日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分までとする。
- 3 会場及び展示内容

| 教科書展示会場                          | 展示内容                                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター   | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書（一般図書を含む） |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター     | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 上山市元城内5番5号<br>上山市立上山小学校          | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所  | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所        | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所 | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書          |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内      | 小学校用教科書<br>中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示期間及び終了時刻の延長については、会場により異なる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

第1 請求の受付

1 請求人

山形市相生町5番25号  
弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付  
市民オンブズマン山形県会議 代表者 外塚 功  
山形市南原町三丁目13番16号 外塚 功

2 請求書の提出

平成24年3月26日

3 請求の内容（措置請求書の原文に即して記載した。）

(1) 措置の要求

山形県知事が山形県議会議員に対して、平成22年度において交付した政務調査費のうち、別紙「違法・不当支出議員別集計表」中の「支出額」について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由（違法・不当な行為）

ア 山形県議会議員は、平成22年度において、月額金28万円の政務調査費の交付を受けている。  
イ その政務調査費は、地方自治法第100条第14項の「その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、山形県議会議員に交付されているものである。

従って、県議会議員のその交付金の使途は、「県政に関する」調査研究に資するために必要な経費の目的に限定されることになる。

ウ 別紙（監査委員注：措置請求書に添付されている別紙）事実証明書の「2010年（平成22年）山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧」（以下「違法・不当支出一覧」という。）には、違法・不当と判断される理由を摘示しその項目をAないしDに分類し、各項目ごとに件数及び支出額の総計が記載されており、これらについて各議員ごとに名寄せしたものが別紙「違法・不当支出議員別集計表」（以下「議員別集計表」という。）であって、各議員ごとにAないしDの各項目ごとの件数、支出額とその合計が集計されており、この合計額が各議員ごとの返還を請求すべき金額である。

エ さらに、これらの内訳が、AないしDの各項目ごとの内訳表であり、内訳表には議員名、支出年月日、支出額などの各個別の支出ごとに具体的な内容を記載して特定している。

オ なお、政務調査費全体の支出件数は膨大であり、全体の分析には相当の時間が必要であるため、この監査請求では、監査請求期間制限もあるため調査研究費に絞って分析検討したものであって、調査研究費以外の費目に関する支出に問題がないとしているものではない。ぜひ、監査委員の自発的な監査を望む。

カ 山形県議会では、この政務調査費の使途に関して、一定の基準（条例施行規程及びその規定内容を具体化した「山形県政務調査費の取扱いに対する要領」並びに「使途基準運用の目安」）を策定し、最近の改訂もあり、これらの運用基準に従っているかどうかを厳密に判断することは当然であるが、仮にたとえ、外形的には基準に適合しているとしても、実質的内容で判断すべきであり、その使途の外形のみで、合法・違法や当・不当の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

（別紙）

違法・不当支出議員別集計表

| 議席番号 | 議員名  | A  |     | B  |       | C  |        | D  |     | 議員別合計 |        |
|------|------|----|-----|----|-------|----|--------|----|-----|-------|--------|
|      |      | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額   | 件数 | 支出額    | 件数 | 支出額 | 件数    | 支出額    |
| 2    | 吉村和武 |    |     | 1  | 5,000 | 4  | 75,740 |    |     | 5     | 80,740 |
| 3    | 楳津博士 |    |     |    |       | 1  | 356    |    |     | 1     | 356    |

|    |         |   |        |        |         |         |           |     |           |         |           |
|----|---------|---|--------|--------|---------|---------|-----------|-----|-----------|---------|-----------|
| 4  | 高橋啓介    |   |        |        | 14      | 25,890  |           |     | 14        | 25,890  |           |
| 5  | 阿部昇司    |   | 5      | 25,000 | 42      | 161,500 |           |     | 47        | 186,500 |           |
| 6  | 加賀正和    |   |        |        | 18      | 61,080  |           |     | 18        | 61,080  |           |
| 7  | 森谷仙一郎   |   | 1      | 5,000  | 61      | 239,300 |           |     | 62        | 244,300 |           |
| 8  | 鈴木 孝    | 1 | 900    | 3      | 116,600 | 24      | 117,690   |     | 28        | 235,190 |           |
| 10 | 竹田千恵子   | 3 | 11,000 | 7      | 35,000  | 38      | 172,420   |     | 48        | 218,420 |           |
| 12 | 木村忠三    |   |        | 6      | 30,000  | 61      | 697,073   |     | 67        | 727,073 |           |
| 13 | 菅原 元    |   |        | 1      | 5,000   | 6       | 46,300    |     | 7         | 51,300  |           |
| 14 | 伊藤誠之    |   |        | 5      | 25,000  | 4       | 200,400   |     | 9         | 225,400 |           |
| 15 | 青柳信雄    |   |        | 2      | 10,000  | 33      | 287,020   |     | 35        | 297,020 |           |
| 16 | 小池克敏    |   |        | 3      | 13,000  | 6       | 32,560    |     | 9         | 45,560  |           |
| 17 | 中川 勝    |   |        | 6      | 30,000  | 25      | 132,730   |     | 31        | 162,730 |           |
| 19 | 児玉 太    |   |        | 1      | 5,000   |         |           |     | 1         | 5,000   |           |
| 21 | 伊藤重成    |   |        | 4      | 20,000  | 2       | 48,800    |     | 6         | 68,800  |           |
| 23 | 吉田 明    |   |        | 2      | 111,300 | 11      | 40,500    |     | 13        | 151,800 |           |
| 24 | 船山現人    |   |        | 5      | 25,000  | 22      | 94,485    |     | 27        | 119,485 |           |
| 25 | 田沢伸一    |   |        | 5      | 138,400 |         |           |     | 5         | 138,400 |           |
| 26 | 森田 廣    |   |        | 1      | 106,600 |         |           |     | 1         | 106,600 |           |
| 27 | 坂本貴美雄   |   |        | 5      | 25,000  | 11      | 49,000    |     | 16        | 74,000  |           |
| 28 | 星川純一    |   |        |        |         | 1       | 30,000    | 206 | 1,007,140 | 207     | 1,037,140 |
| 29 | 佐藤藤彌    |   |        | 3      | 15,000  | 26      | 124,370   |     | 29        | 139,370 |           |
| 30 | 沢渡和郎    |   |        | 1      | 5,000   | 16      | 155,540   |     | 17        | 160,540 |           |
| 32 | 野川政文    |   |        | 2      | 10,000  | 43      | 225,940   |     | 45        | 235,940 |           |
| 31 | 志田英紀    | 1 | 600    |        |         | 6       | 19,400    |     | 7         | 20,000  |           |
| 33 | 広谷五郎左エ門 |   |        | 1      | 5,000   | 6       | 31,000    |     | 7         | 36,000  |           |
| 34 | 土田広志    |   |        | 3      | 15,000  | 8       | 26,000    | 110 | 234,693   | 121     | 275,693   |
| 36 | 鈴木正法    |   |        | 2      | 10,000  | 1       | 5,000     |     | 3         | 15,000  |           |
| 35 | 阿部賢一    |   |        | 6      | 30,000  | 25      | 114,154   | 230 | 703,092   | 261     | 847,246   |
| 37 | 佐貝全健    |   |        | 2      | 10,000  | 6       | 159,020   |     | 8         | 169,020 |           |
| 38 | 平 弘造    |   |        | 6      | 28,000  | 4       | 45,000    |     | 10        | 73,000  |           |
| 39 | 阿部信矢    |   |        |        |         | 6       | 532,570   |     | 6         | 532,570 |           |
| 41 | 土屋健吾    |   |        |        |         | 1       | 23,070    |     | 1         | 23,070  |           |
| 42 | 松沢洋一    |   |        | 4      | 20,000  | 1       | 3,000     |     | 5         | 23,000  |           |
| 43 | 後藤 源    | 1 | 6,000  | 9      | 43,000  | 32      | 137,500   |     | 42        | 186,500 |           |
|    | 合計      | 6 | 18,500 | 102    | 921,900 | 565     | 4,114,408 | 546 | 1,944,925 | 1,219   | 6,999,733 |

事実証明書

違法・不当支出一覧及び各項目内訳表（要約）

| 項目  | 違法・不当の理由                                                                          | 件数 | 支出額     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| A   | 意見交換会の交通費として支出しているが私的なもので目的外支出として違法・不当                                            | 6  | 18,500  |
| B-1 | 県（総合支庁）などの案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当（さらに議員が行政と酒食をともにするのは相互の緊張関係を阻害し、癒着を招くものである） | 50 | 250,000 |
| 内訳  | 1 4月26日 庄内地域行政課題意見交換会                                                             | 4  | 20,000  |
|     | 2 5月12日 置賜地域意見交換会                                                                 | 7  | 35,000  |
|     | 3 5月31日 置賜地域行政懇談会                                                                 | 8  | 40,000  |
|     | 4 11月18日 置賜地域議員協議会                                                                | 6  | 30,000  |

|     |                                                                                              |               |       |           |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|-----------|
| 5   | 4月26日                                                                                        | 北村山地域政策懇談会    | 2     | 10,000    |
| 6   | 5月24日                                                                                        | 北村山管内政策懇談会    | 3     | 15,000    |
| 7   | 4月20日                                                                                        | 西村山政策懇談会      | 2     | 10,000    |
| 8   | 5月31日                                                                                        | 西庁舎所管事業等説明会   | 1     | 5,000     |
| 9   | 4月26日                                                                                        | 最上総合支庁県政検討会   | 4     | 20,000    |
| 10  | 6月3日                                                                                         | 最上地域公所長会議     | 4     | 20,000    |
| 11  | 11月18日                                                                                       | 最上総合支庁県政検討会   | 4     | 20,000    |
| 12  | 4月23日                                                                                        | 東南村山地域政策意見交換会 | 5     | 25,000    |
| B-2 | 市町等の案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当                                                             |               | 44    | 214,000   |
| B-3 | 議会用務で議会が支弁すべきものであり政務調査費の支出は目的外支出として違法・不当                                                     |               | 8     | 457,900   |
| C   | 市民・政治家などとしての活動であって、政務調査費を充当するのに適さない支出、または、政務調査費を充当するのに適さない会費などで目的外支出として違法・不当                 |               | 565   | 4,114,408 |
| D   | 政務調査の調査研究旅費として支出されているが、あまりに頻繁で、記載されている支出内容からは具体的な調査内容が明らかでなく政務調査のための支出としては認めがたく目的外支出として違法・不当 |               | 546   | 1,944,925 |
| 合 計 |                                                                                              |               | 1,219 | 6,999,733 |

(注) この要約は、請求書に添えられた事実証明書の「政務調査費の違法・不当支出一覧」及び「各項目内訳表」から作成した。

#### 4 監査委員の除斥

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、船山現人委員及び広谷五郎左エ門委員は除斥とした。

#### 5 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に定める要件を具備していると認め、平成24年4月12日に受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

平成22年度に山形県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務調査費の調査研究費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象事項とした。

#### 2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年4月16日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である外塚功並びに代理人である佐藤欣哉、高橋敬一、舟越範夫及び田中暁の5名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

- (1) 政務調査費に関しては、平成21年度分についても監査請求しており、2回目の監査請求となるので、厳正な監査をお願いしたい。
- (2) 政務調査費に関しては、県議会が自ら基準を作っており、それについては一定の評価をするものである。しかし、その基準が実態的に守られていないことから申し立てをするものである。
- (3) 平成21年度の監査請求に関しては、現在、訴訟中であるが、訴訟に至って、ある議員は返還をしてきたという経過もあり、平成22年度分は基準に従ってもっと良くなっているのだろうと資料を取り寄せたところ、実態は変わっていないという実感を持った。
- (4) 議会が自浄努力で問題点を整理のうえ新しい制度に移るよう、監査委員が何らかの提言をすることを希望する。
- (5) 県の総合支庁が主催した会合等に引き続き懇親会等の経費は、仮に意見交換がなされていても、酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから、政務調査費での支出は違法である。このことは、県職員が自費で参加していることから明らかである。（項目B-1）

- (6) 県の総合支庁との会合や懇親会に使った運転代行料等も酒席に参加した結果であり、政務調査費では支出できないと考えるべきである。（項目A）
- (7) 市町村レベルの会合についても、同様に考えるべきである。（項目B-2）
- (8) 議会の活性化のための遠方への調査は、議会から一定の金額が出ているのではないか。いずれにせよ、わざわざ遠方に行かなくても資料収集できることから、政務調査費で支出されるべきものではない。（項目B-3）
- (9) 反対集会への参加は、そこで情報収集がなされるとしても、主目的は反対という政治活動であり、政務調査費ではない。（項目C）
- (10) 自ら構成員や役員となっている団体の総会や懇親会等に参加する主目的は、あくまでもその団体の構成員や役員の立場での参加であり、結果として県政に関わる情報が得られるとしても、調査研究が主目的ではないことから、政務調査費で支出されるべきものではない。（項目C）
- (11) 祝賀会や記念パーティーへの参加は、結果として懇談がなされるとしても政務調査が主目的でないことから、政務調査費から支出されるべきものではない。（項目C）
- (12) あまりに頻繁に自家用車運転に係る交通費を支出しており、具体的な調査内容がなく政務調査費として支出されるべきものではない。このことは、平成21年度の監査請求に関する提訴において、ある議員が第1回の裁判前に返還したことからも明らかである。（項目D）
- (13) 政務調査が主目的もしくは相当の目的である場合はともかくとして、主目的が別のものである場合は、政務調査費としての支出は違法・不当と判断すべきである。

### 3 監査方針

請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な政務調査費の支出に当たるか否か適否を判断するため、根拠となっている「山形県政務調査費の交付に関する条例」、「山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程」、「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」及び「政務調査費の手引（平成20年3月作成）」に基づいて、適正に支出されているか並びに社会通念上妥当と判断されるかの観点から監査を行った。

### 4 監査対象部局

監査対象部局を、政務調査費の支出事務を担当している山形県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。

### 5 関係人

法第199条第8項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成22年度政務調査費に関係する懇談会等の主催者である山形県の各総合支庁長等24人とした。

## 第3 監査の結果

### 1 事実証明書の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書について、その内容の検証を行った。

議会事務局に対する監査において、事実証明書の内容確認の状況を聴取するとともに、すべての案件について収支報告書原本との突合を行った結果、事実証明書において、請求人の錯誤又は摘示誤りがあったので、表1のとおり補正した。

また、星川純一議員に係る項目Dのうち95件について皆減93件を含め合計537,240円を減額する旨の収支報告書訂正届が、平成23年11月9日付けで提出されていることを確認した。

このことにより、別紙「違法・不当支出議員別集計表」についても、表2のとおり補正して監査を行った。

表1

| 項目  | 議員氏名  | 番号 | 補正箇所  | 正          | 誤         |
|-----|-------|----|-------|------------|-----------|
| B-2 | 阿部賢一  | 56 | 支出年月日 | 10月4日      | 9月4日      |
| B-3 | 田沢伸一  | 6  | 支出年月日 | 4月23日      | 4月21日     |
|     |       | 18 | 支出年月日 | 7月24日      | 7月23日     |
| C   | 阿部昇司  | 25 | 支出年月日 | 2010/11/8  | 2010/11/4 |
|     |       | 31 | 支出年月日 | 2010/12/17 | 2010/12/8 |
| C   | 加賀正和  | 6  | 支出年月日 | 2010/11/6  | 2010/11/5 |
| C   | 森谷仙一郎 | 28 | 支出年月日 | 2010/7/27  | 2010/7/3  |
|     |       | 54 | 支出年月日 | 2011/1/22  | 2011/1/23 |

|   |         |    |       |            |            |
|---|---------|----|-------|------------|------------|
| C | 鈴木 孝    | 12 | 支出額   | 5,000      | 9,000      |
|   |         | 16 | 支出年月日 | 2010/12/3  | 2010/11/10 |
|   |         | 計  | 支出額   | 113,690    | 117,690    |
| C | 竹田千恵子   | 18 | 支出年月日 | 2010/9/17  | 2010/8/17  |
|   |         | 26 | 支出年月日 | 2010/10/22 | 2010/10/21 |
| C | 木村忠三    | 28 | 支出年月日 | 2010/6/3   | 2010/6/1   |
|   |         | 35 | 支出年月日 | 2010/8/2   | 2010/8/4   |
|   |         | 37 | 支出額   | 21,800     | 28,000     |
|   |         | 49 | 支出年月日 | 2010/12/20 | 2010/12/8  |
|   |         | 58 | 支出年月日 | 2011/2/18  | 2011/2/17  |
|   |         | 計  | 支出額   | 690,873    | 697,073    |
| C | 菅原 元    | 1  | 支出年月日 | 2010/4/13  | 2010/4/15  |
| C | 中川 勝    | 8  | 支出年月日 | 2010/5/15  | 2010/5/16  |
|   |         | 11 | 支出年月日 | 2010/5/25  | 2010/5/26  |
|   |         | 14 | 支出年月日 | 2010/8/7   | 2010/6/28  |
| C | 船山現人    | 12 | 支出額   | 27,783     | 30,870     |
|   |         | 17 | 支出年月日 | 2011/1/16  | 2011/1/18  |
|   |         | 18 | 支出年月日 | 2011/1/18  | 2011/1/8   |
|   |         | 計  | 支出額   | 91,398     | 94,485     |
| C | 佐藤藤彌    | 2  | 支出年月日 | 2010/4/9   | 2010/4/17  |
|   |         | 21 | 支出額   | 1,000      | 2,000      |
|   |         | 計  | 支出額   | 123,370    | 124,370    |
| C | 野川政文    | 28 | 支出年月日 | 2010/12/25 | 2010/12/26 |
| C | 広谷五郎左エ門 | 1  | 支出年月日 | 2010/4/25  | 2011/4/25  |
| C | 阿部賢一    | 2  | 支出年月日 | 2010/5/9   | 2010/5/8   |
|   |         | 5  | 支出年月日 | 2010/6/12  | 2010/6/11  |
|   |         | 24 | 支出年月日 | 2011/1/12  | 2011/1/11  |
| C | 阿部信矢    | 4  | 支出年月日 | 2010/7/21  | 2010/11/21 |
| C | 後藤 源    | 8  | 支出年月日 | 2010/7/20  | 2010/6/20  |
|   |         | 9  | 支出年月日 | 2010/7/23  | 2010/6/22  |
|   |         | 14 | 支出額   | 5,000      | 8,000      |
|   |         | 計  | 支出額   | 134,500    | 137,500    |

表 2

| 議席番号 | 議員名          | 違法・不当支出額（円） |           |                     |                     |                       |                       |
|------|--------------|-------------|-----------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
|      |              | C           |           | D                   |                     | 議員別合計                 |                       |
|      |              | 正           | 誤         | 正                   | 誤                   | 正                     | 誤                     |
| 8    | 鈴木 孝         | 113,690     | 117,690   |                     |                     | 231,190               | 235,190               |
| 12   | 木村忠三         | 690,873     | 697,073   |                     |                     | 720,873               | 727,073               |
| 24   | 船山現人         | 91,398      | 94,485    |                     |                     | 116,398               | 119,485               |
| 28   | 星川純一<br>(件数) |             |           | 469,900<br>(113件)   | 1,007,140<br>(206件) | 499,900<br>(114件)     | 1,037,140<br>(207件)   |
| 29   | 佐藤藤彌         | 123,370     | 124,370   |                     |                     | 138,370               | 139,370               |
| 43   | 後藤 源         | 134,500     | 137,500   |                     |                     | 183,500               | 186,500               |
|      | 合計の欄<br>(件数) | 4,097,121   | 4,114,408 | 1,407,685<br>(453件) | 1,944,925<br>(546件) | 6,445,206<br>(1,126件) | 6,999,733<br>(1,219件) |

2 監査対象部局の見解

議会事務局の関係職員に対して、政務調査費制度及び政務調査費のチェック体制について聴取した。

また、平成22年度政務調査費のうち、請求人から請求のあった支出に係る収支報告書の原本を確認するとと

もに、請求人の主張に係る議会事務局の見解を聴取した。

その内容は、以下のとおりである。

#### (1) 政務調査費制度の沿革

ア 平成12年5月、政務調査費の制度化を内容とする法の一部改正案が衆参両院とも全会一致で可決・成立し、平成13年4月1日に施行された。

改正法では第100条第13項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第14項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定された。（現行法では第14項及び第15項に規定）

イ こうした動きを受け、山形県でも「山形県議会活性化検討委員会」において検討を行い、従来、山形県議会会派に対し要綱に基づき交付されていた県政調査研究交付金に代えて、議員提案により平成13年3月に「山形県政務調査費の交付に関する条例」（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）及び「山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程」（平成13年3月県議会告示第2号。以下「規程」という。）を制定し、政務調査費制度の運用を開始した。

ウ その後、その使途や情報公開のあり方に関する県民の関心の高まりなど、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、政務調査費制度のあり方や当面する諸課題について検討を行うため、平成19年6月、議長のもとに「山形県議会政務調査費等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置して検討を行い、平成20年3月に条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、使途基準の明確化のため「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」（以下「要領」という。）を制定した。

エ 要領においては、実費支出の原則及び按分等による支出の基本的事項を定めるとともに、各支出科目の運用の目安及び政務調査費を充当するのに適さない経費を例示している。

オ また、検討委員会の協議の中で、「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）が平成20年2月21日に決定された。この手引は、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種様式を網羅するものであり、政務調査費の使途などについて、その適否を具体的に判断する際の拠り所となるものである。

カ 平成20年の条例改正以降においても、検討委員会で政務調査費制度の運用のあり方について、随時課題の検討を行っており、平成23年度の検討委員会においては、使途基準や支払証明書の記載についてより明確な運用が行われるよう手引の見直しを行い、平成23年10月交付分から適用している。

#### (2) 政務調査費制度（議員に係るもの）の概要

ア 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円である。（条例第3条の2）

イ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。（条例第7条）

ウ 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日まで議長に提出しなければならない。（条例第10条第2項）

エ 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならない。（条例第10条第5項）

オ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。（条例第12条）

カ 議長は、議員から提出された収支報告書を5年間保存しなければならない。（条例第13条）

キ 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。（条例第14条）

#### (3) 議会事務局によるチェック体制

ア 条例第11条で「議長は、政務調査費の適正な使用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。

イ 議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が使途基準に適合するかなどチェックを行っている。

また、必要に応じて議員に確認を求め、適宜、加筆・修正を依頼し、その結果改めて提出された内容については、再度確認を行うなど適正なチェックに努めている。

なお、十分なチェック時間を確保できるよう、平成20年4月からは、収支報告書の四半期ごとの提出を可能とし、その都度チェックを行っている。

#### (4) 請求人の主張に係る議会事務局の見解



ア 議会事務局としては、政務調査費の支出について前述のとおり適正にチェックを行っている。また、議員に確認する場合においては、平成22年3月23日最高裁判決における、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」との判示等も勘案している。

イ 請求人が事実証明書において摘示している支出については、調査研究費として適正に支出されたものであると判断している。

### 3 事実関係の確認及び判断

請求書に添付されている「事実証明書」の項目（請求人表記のA、B-1、B-2、B-3、C及びD）ごと、以下のとおり確認及び判断を行った。

なお、項目Aの判断については、項目B-1又はB-2の判断に拠るところがあることから、項目B-1、B-2及びAの順に、確認及び判断を行った。

その際、収支報告書について、調査研究費の支出に係る事業内容の記載に一部不十分なものがあつたことから、議会事務局に対し再確認を求めた。

#### (1) B-1 県（総合支庁）などの案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当

##### ア 請求人主張の趣旨

総合支庁が案内した会合後の懇談会は私的な懇親会であり、仮に意見交換がなされていても酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから政務調査費を充当することは違法・不当である。

##### イ 事実確認

###### (ア) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があつた。

###### a 使途基準の解釈

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として5,000円程度とする。」としている。

###### b 議会事務局としての判断

摘示のあつた支出については、いずれも会議に一体又は連続した懇談会であり、県政課題等に関連する意見交換を行っていることから、私的なものとは言えず、使途基準に適合すると判断している。

###### (イ) 関係人に対する調査

会議後の懇談会の主催者である各総合支庁長に対して、文書による関係人調査を実施したところ、いずれの懇談会についても会議に一体又は連続して開催されており、県政課題等に関連する意見交換が行われているとの回答があつた。

##### ウ 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

（参考：関係判例）

- ・ H19. 10. 12長野地裁判決H17（行ウ）第16号
- ・ H20. 2. 4名古屋高裁判決H18（行コ）第8号（H18. 6. 19金沢地裁判決H17（行ウ）第6号を引用）

##### エ 判断

収支報告書の記載内容及び関係人調査の回答から、会費支出の対象となっている懇談会は、意見交換を目的とする会議に一体又は連続しており、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると史料され、金額も5,000円と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

| 氏名   | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|------|----|----------|------|------------|
| 松沢洋一 | 3  | 15,000   | 記載誤り | 平成24年4月26日 |

(2) B-2 市町等の案内した会合後の私的な懇親会で目的外支出として違法・不当

ア 請求人主張の趣旨

市町等が案内した会合後の懇談会は私的な懇親会であり、仮に意見交換がなされていても酒席での話であり、政務調査が主目的ではないことから政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

(7) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a 使途基準の解釈

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として5,000円程度とする。」としている。

また、会議等を実施せず、意見交換を主目的とした懇談会のみを実施した場合であっても、県政課題等に関連する意見交換が行われていれば、調査研究費から支出することはできる。

b 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する意見交換を行っていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも私的なものとは言えず、使途基準に適合すると判断している。

(4) 関係人に対する調査

請求人が会合後の懇親会と摘示している懇談会の主催者である関係市町等に対して、文書による関係人調査を実施したところ、会議に一体又は連続して開催されているものと、会議等を実施せず意見交換を主目的として開催されているものと、2つの態様があった。

2つの態様いずれについても、懇談会において県政課題等に関連する意見交換が行われているとの回答があった。

ウ 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

（前記(1)－ウの参考を参照）

エ 判断

収支報告書の記載内容、議会事務局による精査の結果及び関係人調査の回答から、会議に一体又は連続して開催された懇談会については、意見交換を目的とする会議と一体性があり、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

また、会議等を実施せず意見交換を主目的とした懇談会についても、実質的に県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内と社会通念上妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

| 氏名   | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|------|----|----------|------|------------|
| 鈴木 孝 | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 阿部賢一 | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 松沢洋一 | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成24年4月26日 |

- (3) A 意見交換会の交通費として支出しているが私的なもので目的外支出として違法・不当
- ア 請求人主張の趣旨  
酒席である懇親会に政務調査費が支出できないとすれば、懇親会に伴う運転代行料等交通費に政務調査費を充当することは違法・不当である。
- イ 事実確認  
議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。
- (ア) 使途基準の解釈  
使途基準に適合した意見交換会を目的とした懇談会出席に伴う交通費は、調査研究費の使途内容として「交通費」を例示しており、調査研究費から支出することはできる。  
また、運転代行料に関しては、交通費に含まれると解する。
- (イ) 議会事務局としての判断  
摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合した懇談会の出席に伴う交通費であり、使途基準に適合すると判断している。
- ウ 判断  
収支報告書の記載内容から、交通費の対象となっている懇談会は、いずれも、項目B-1又はB-2で摘示された懇談会であることが明らかである。これらの懇談会については、前記(1)又は(2)において、意見交換を目的とする会議に一体又は連続し、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われている、又は、意見交換を主目的とした懇談会で、実質的に県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料されると判断しており、これらに係る交通費については違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。
- (4) B-3 議会用務で議会が支弁すべきものであり政務調査費の支出は目的外支出として違法・不当
- ア 請求人主張の趣旨  
議会の活性化の調査のための旅費は、議会からの派遣であれば議会で支弁すべきものである。また、遠方に行かなくとも資料収集できることから、政務調査費を充当することは違法・不当である。
- イ 事実確認  
議会事務局に対する監査において、事実関係を確認するとともに、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。
- (ア) 事実関係の確認  
議員が議会の職務のため旅行するときは、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例に基づき、議員に費用弁償が支給される。  
議会課題検討委員会等で実施した活性化調査や県外視察は、議会の職務には該当せず、費用弁償等の支出は行われていない。
- (イ) 使途基準の解釈  
県政課題等に関連する調査研究に要する交通費や宿泊料は、調査研究費から支出することはできる。
- (ウ) 議会事務局としての判断  
摘示のあった支出については、県政課題等に関連する活性化調査に要した視察や宿泊経費である。また、県外視察についても資料収集だけで足りるものではなく、現地調査及び意見交換を目的に行っていることから、いずれも使途基準に適合すると判断している。
- ウ 判断  
収支報告書の記載内容及び確認した事実関係から、いずれも議員への費用弁償の支出の事実がなく、実質的にも調査研究が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。
- (5) C 市民・政治家などとしての活動であって、政務調査費を充当するのに適さない支出、または、政務調査費を充当するのに適さない会費などで目的外支出として違法・不当
- ア 請求人主張の趣旨  
自らが構成員や役員となっている団体の総会等や反対集会等への参加は、私的活動又は政治活動であり、祝賀会や記念パーティー等への参加費は、結果として懇談がなされるとしても、調査研究が主目的で

ないことから、政務調査費を充当することは違法・不当である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 使途基準の解釈

a 会議費等

県政課題等に関連する意見交換が行われている場合、調査研究費から支出することはできる。

また、議員活動は多岐にわたっており、政務調査費を充当することの妥当性については各議員の合理的な判断に委ねられている。

b 年会費等

町会費やPTA会費等の個人の立場で加入している団体への会費や、団体の活動総体が政務調査に寄与しないと考えられる団体への会費は対象外であるが、年会費を納入することにより、県政課題等に関連する情報収集等が行われる場合の会費は、調査研究費から支出することはできる。

c 集会等への参加経費

手引において具体的な例示はないものの、反対集会等への参加に係る経費であっても、県政課題等に関連する意見交換や調査活動が行われた場合は、政治活動には当たらず、調査研究費から支出することはできる。

d 謝礼等

調査相手先に対する土産代については、手引で支出できるものとしており、社会通念上妥当な範囲内において、調査研究費から支出することはできる。

(イ) 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する意見交換や調査活動を行っていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合すると判断している。

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び議会事務局による精査の結果から、いずれも実質的に調査研究活動が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

| 氏名    | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|-------|----|----------|------|------------|
| 高橋啓介  | 2  | 2,690    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 阿部昇司  | 20 | 81,500   | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 鈴木孝   | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 竹田千恵子 | 1  | 2,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 青柳信雄  | 2  | 8,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 船山現人  | 1  | 12,348   | 記載誤り | 平成24年5月18日 |
| 坂本貴美雄 | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 星川純一  | 1  | 30,000   | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 阿部賢一  | 3  | 10,000   | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 佐貝全健  | 1  | 3,000    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 阿部信矢  | 3  | 343,070  | 記載誤り | 平成24年5月14日 |
| 土屋健吾  | 1  | 23,070   | 記載誤り | 平成24年4月18日 |
| 松沢洋一  | 1  | 3,000    | 記載誤り | 平成24年4月26日 |
| 後藤源   | 4  | 20,000   | 記載誤り | 平成24年5月14日 |

(6) D 政務調査の調査研究旅費として支出されているが、あまりに頻繁で、記載されている支出内容からは具体的な調査内容が明らかでなく政務調査のための支出としては認めがたく目的外支出として違法・不当

ア 請求人主張の趣旨

あまりに頻繁に自家用車利用による調査活動を行っているが、収支報告書の記載からは、具体的な内容等が明らかでないことから、政務調査費を充当することは違法・不当である。

#### イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

##### (ア) 使途基準の解釈

自家用車利用の場合は、領収書の取得が困難なことから、収支報告書に支払証明書を添付し、走行区間、距離数及び内容を記載することとしている。県政課題等に関連する調査活動や意見交換が行われている場合、調査研究費から支出することはできる。

##### (イ) 議会事務局としての判断

収支報告書のうち、監査委員から再確認を求められたものについて精査を行った。その結果、いずれも県政課題等に関連する調査活動や意見交換が行われていることを確認した。

このことから、摘示のあった支出については、いずれも使途基準に適合すると判断している。

#### ウ 判断

収支報告書の記載内容及び議会事務局による精査の結果から、いずれも実質的に調査研究活動が行われていると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

| 氏名   | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|------|----|----------|------|------------|
| 阿部賢一 | 3  | 3,885    | 記載誤り | 平成24年5月14日 |

#### 4 結論

以上のことから、本件請求については、政務調査費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

#### 5 意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、今回の監査の経過を踏まえ監査委員の意見を次のとおり付す。

政務調査費は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるためのものであり、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断に委ねられるべきものである。

その一方、政務調査費は公金から支出されていることから、その使途は限定され、県民への高い説明責任が求められているところであり、議会において、より一層の透明性を確保することを目的として、平成23年10月に「政務調査費の手引」を改訂するなどの努力がなされていることは評価できるものである。

しかしながら、今般の監査期間中、一部の支出について収支報告書の記載内容が不十分なことから、議会事務局に対し再確認を要するものがあったことや複数の議員から記載誤りを理由に収支報告書訂正届の提出があり、監査対象から除外したことも事実である。議会においては、議会事務局によるチェック体制の更なる充実強化も含め、政務調査費制度の適切な運用をこれまで以上に推進されるとともに、今後も社会情勢の変化に応じた制度の在り方等について不断の見直しを行い、県民に対してより一層の説明責任を果たしていくことを期待するものである。

#### 参考とした判例

【平成19年10月12日／長野地方裁判所／判決／平成17年（行ウ）第16号】

・調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一層の経費として、政務調査費を充てることができると解するのが相当である。

【平成20年2月4日／名古屋高等裁判所金沢支部／第1部／判決／平成18年（行コ）第8号】

【平成18年6月19日／金沢地方裁判所／判決／平成17年（行ウ）第6号】を引用）

・政務調査費を飲食代金として会議費項目で支出することは、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本件用途基準に反するというべきである。

【平成22年3月23日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成21年（行ヒ）第214号】

・議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤               | 正               |
|-------------|------------|-----|---|-----------------|-----------------|
| 平成24. 5. 15 | 第2342号     | 601 | 3 | 上山市小穴字蓬来沢2376-1 | 上山市小穴字蓬来沢2376-1 |